佐呂間町緊急銃猟対応マニュアル

令和８年 10 月

佐呂間町

１　はじめに

令和７年（2025 年）９月１日に施行された改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに創設された。

本マニュアルは、緊急銃猟を行う必要が生じた場合の基本的な対応をまとめたものであり、平時から本マニュアルを共有し、理解しておくことによって、人の日常生活圏へヒグマの出没があった際に円滑な対応がなされることを目的に作成したものである。

２　緊急銃猟に備えた平時における事前準備

（１）対応体制の確保

緊急銃猟を実施する際の役割分担を次のとおり定めるほか、必要な人員の確保、道警察や北海道などとの協力体制を確保しておくものとする。

また、緊急銃猟の権限は市町村長にあるため、必要に応じ、担当者に権限を委任するとともに、緊急銃猟を行う捕獲者については、予め鳥獣保護管理法の要件を満たしているか確認の上、特定しておくこととする。

表１ 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役　割	対　応　者	内　容
捕獲者	佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。
捕獲者をサポートする者	佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊または佐呂間町経済課職員	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の町職員への指示又は町以外の者への委託を行う者	佐呂間町長または佐呂間町副町長、佐呂間町経済課長	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を町職員に指示又は町以外の者に委託を行う。
通行制限を行う者	遠軽警察署または北海道、佐呂間町職員	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	遠軽警察署または北海道、佐呂間町職員	付近の住民へ避難を呼びかける。
緊急銃猟の様子を記録する者	佐呂間町職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ ビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ実施する。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	佐呂間町職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者（土地の立入りの場合）と調整を行う。

広報を行う者	佐呂間町職員	HP での広報や、広報車での呼びかけを行う。
原状回復を行う者	佐呂間町職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

【参考】役割分担の例

役割	想定される主な実施内容	実施機関
現地本部	・現場対応の指揮　・本庁との連絡 ・計画の決定・実行　・現状復帰 ・捕獲者への委託　・損失確認 ・緊急銃猟の記録	経済課 警察・振興局 捕獲者
交通規制・避難誘導班	・計画範囲の交通規制及び住民の避難誘導 ・緊急銃猟実施時の要件確認（最終確認） ・ヒグマ逸走時の対応	役場職員 警察・振興局 （必要に応じ、捕獲者）
本庁班（役場）	・現地本部との連絡調整 ・応援職員など庁内外の関係者との調整 ・広報担当・報道対応	総務課 企画財政課

表２ 緊急銃猟（麻酔銃猟を除く）を実施する者の要件

必　須	・第一種銃猟免許を受けた者 ※　装薬銃を使用する場合 ・第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※　空気銃を使用する場合
	・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※　装薬銃・空気銃を使用する場合
	・過去３年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件（屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から二・五センチメートル ロ　標的の中心から五・〇センチメートル
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること

表３ 緊急銃猟に係る関係者・連絡先一覧

区　分	役　職　等	連　絡　先
北海道北見方面遠軽警察署		0158-42-0110
北海道北見方面遠軽警察署 佐呂間駐在所		01587-2-3004
北海道北見方面遠軽警察署 若佐駐在所		01587-2-8005
北海道北見方面遠軽警察署 浜佐呂間駐在所		01587-6-2110
佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊（猟友会遠軽支部佐呂間部会・若佐部会）	部会長	※実施隊については、 町職員経由で連絡。
	副部会長	
	各部会員	
北海道 オホーツク総合振興局	環境生活課長	0152-41-0630
	自然環境係長	0152-41-0603（閉庁日連絡先）
国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部 北見道路事務所		0157-36-2281
国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部 遠軽開発事務所		0158-42-2181
北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所		0158-42-3165
佐呂間町役場	佐呂間町長	01587-2-1211
	経済課長	01587-2-1200
	経済課職員	※各課町職員への対応要請は、 経済課より行う。

表４　緊急銃猟に係る連絡網

別紙１「緊急銃猟に係る連絡網」

図１　緊急銃猟対応フロー

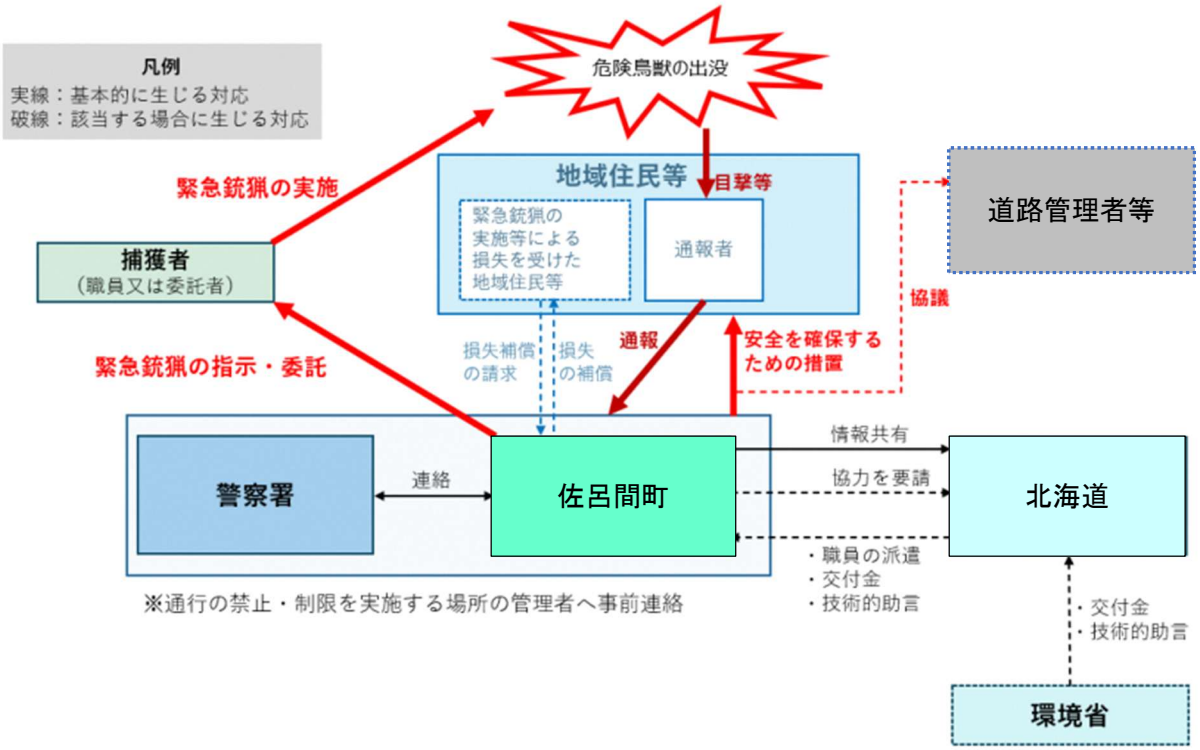

（２）訓練の実施

年１回以上、警察署、捕獲従事者、オホーツク総合振興局など関係機関と連携し、緊急銃猟に関する机上及び実地訓練を定期的に実施するよう努める。

（３）備品の確保

緊急銃猟の実施に備え、次の装備を配備しておくものとする。

表５　備品一覧

備品の種類	数量	説　明
ヘルメット	10	頭部をクマ等の攻撃から防御【サポート役】
クマ撃退スプレー	4	クマ等が向かってきた際に噴射【サポート役】
無線機（デジタル簡易無線）	10	現地での連絡調整に使用【指示役】
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	6	自治体名の記載がある腕章またはゼッケン（法令上用意は必須）
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	10	自治体名の記載がある腕章またはゼッケン（法令上用意は必須）
緊急銃猟対応マニュアル	3	
緊急銃猟ガイドライン	3	
車両	適数	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用
トラック	適数	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要
照明器具等	適数	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要

原状回復に必要な道具類	適数	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
ビデオカメラ等	適数	緊急銃猟の様子を撮影して記録【記録役】

（４）保険の加入

緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合に備え、次の保険に加入済みであり、必要に応じて、手続きを行う。また、適宜、更新手続きを行うものとする。

表６　加入保険の概要

商品名	東京海上日動火災保険株式会社
補償内容（対象）	緊急銃猟時補償用保険（物損等）
連絡先	03-4332-4010

３　クマ等出没時の対応

（１）通報時の対応

ヒグマの出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から次の情報等を聞き取るよう努めるものとする。

表７　聞き取り項目一覧

項　　目	詳　　細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマ等を目撃した日時 ※　同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向（山野なのか人の日常生活圏なのか）を把握
目撃したクマ等の情報	頭数（親子）、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか（逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど） ※ クマ等と判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応
対策内容（出没を受けて実施）	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容（出没前から実施）	誘引物除去、刈払い、その他

（２）緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、ヒグマの捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定された場合、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者（自治体職員、捕獲者）が地

図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談するなど、緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。

【参考】緊急銃猟の４つの条件

観　点	条　件
場所	ヒグマが人の日常生活圏に侵入していること、侵入するおそれが大きいこと
緊急性	ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること
方法	銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であること
安全性確保	避難等によって人に弾丸が到達するおそれ、その他生命又は身体に危険を及ぼすおそれがないこと

※　人の日常生活圏とは、人が普段活動する過程で行動する範囲（住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、電車、自動車、船舶、倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他勤務地等）を指す。

ただし、緊急銃猟を選択するにあたっては、住宅集合地域に該当しない場合の許可捕獲や警職法の対応が完全に否定されるものではないため、それも踏まえて決定する。

（３）北海道に対する応援の要請

緊急銃猟を職員のみでは十分に行うことができない場合には、北海道（オホーツク総合振興局）への応援要請を検討する。

応援要請するにあたっては、別紙２「緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領」に基づき対応する。

（４）安全を確保するための措置の実施

ア　通行禁止・制限範囲

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範囲に住民等が立ち入らないよう、通行禁止・制限範囲を決定する。

捕獲者の銃器等の情報や知見、対応に係る警察との連携を踏まえ、町が決定する。

範囲はヒグマがいる地点周辺の住居やバックストップの状況により個別判断となる。

【参考】安全確保措置の状況ごとの留意点

条件	考慮すべき点
屋外	・バックストップの確保 ・跳弾が到達する可能性、危険鳥獣が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲の設定 ・住宅が近くにある場合は、屋内退避し窓から離れてもらう等の呼びかけを行う。 ・射線方向にやむを得ず家屋があることが避けられない場合については、弾丸の到達の可能性を考慮し、住居等の安全な場所への避難を検討する。なお、屋外避難する際には安全性を確保するため、車等を利用し、また常に危険鳥獣の動向に関する情報に留意する。 ・夜間の場合は、危険鳥獣が逸走する可能性を特に考慮し、住民の退避措置や注意

	喚起を厳重に行う。また、照明器具を用いて、捕獲者の視界を確保する。 ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。 ・可能な限り危険鳥獣に刺激を与えないように行動に留意することで不用な移動範囲の拡大を予防する
屋内	・バックストップとなり得る壁の材質の確認 ・住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 （弾丸が対象危険鳥獣を貫通することが想定される場合は、それぞれの威力（貫通力）を考慮して、建物の背後の確認を行う。 ・屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する ・暗い室内の場合は、照明を携帯する ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。

イ　管理者との調整・住民周知

通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者等との調整の上、住民への周知を行う。

また、管轄の警察署（鉄道が敷設されている場合はその管理者）への通報等を行うとともに、ホームページ又はSNS等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容等を周知する。

＜（参考）＞ホームページ又は SNS 等における周知文例
「令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。」

ウ　通行禁止・制限、住民避難等

通行禁止・制限の実施、住民の避難、捕獲関係者の配置・安全確保を行う。

（５）緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟の条件（特に安全の確保に係る条件）を満たしているかを、別紙３「チェックリスト（緊急銃猟の流れ)」及び「チェックリスト（緊急銃猟の条件)」を用いて確認する。

（６）緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無をチェックシート（巻末資料参照）で確認を行い、捕獲者へ証票を渡す前に、チェックシートに、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

また、緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行う際には、証票を受け渡すとともに、緊急銃猟の実施場所、危険性の高い物件に関する情報、緊急銃猟を中止する合図の方法などの留意点を伝達する。

町長が捕獲者に証票を渡し、着用させることで委託となり、緊急銃猟が可能となるため、ヒグマが移動するなどして安全確保の面から緊急銃猟の条件を満たせずやり直す場合には、証票を一度回収し再度緊急銃猟を実施できる条件が整った際に改めて付与する。

（７）緊急銃猟のための土地の立入等

緊急銃猟の実施にあたって、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票を携帯し、求められた場合は掲示する。また、必要な限度において障害物の除去を行う。

（８）緊急銃猟の実施

（４）～（７）までの手順により、準備ができ次第、捕獲者が銃猟を行う。

捕獲者は、指示又は委託の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断する。

佐呂間町としては、安全確認措置の確認を常に確認し、必要に応じた中止の判断を行う。また、捕獲者の了解が得られている場合は、銃猟の様子を記録する。

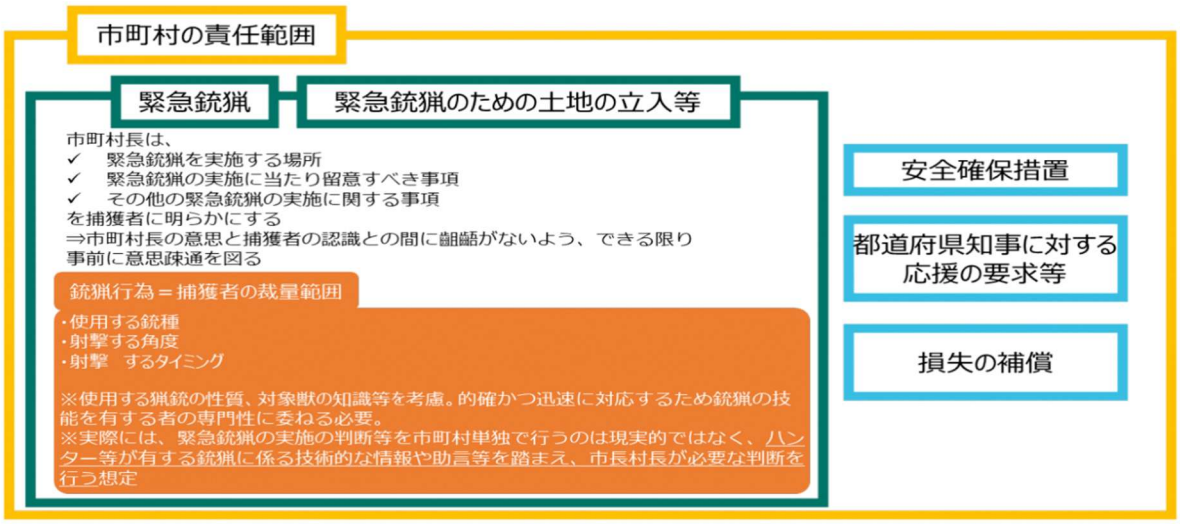

（９）原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。

安全確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために、可能な限り写真を撮影するものとする。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならい行う。

なお、捕獲した鳥獣の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

（10）補償手続

緊急銃猟の実施により、弾丸が逸れる、跳弾、弾丸の貫通等によって家畜、建物、乗物、器物等の財産を損壊した場合には、損失補償手続を行う。

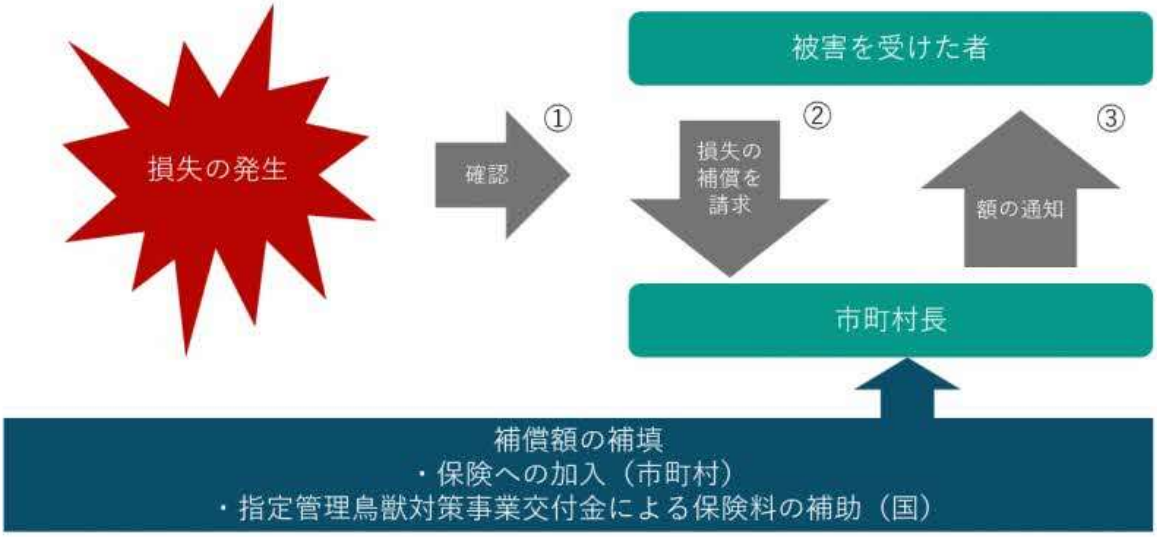

関係サイト

■　環境省　緊急銃猟制度のページ

■　北海道庁　ヒグマ対策室のページ